



西籍概論

三

文学
16
62

□ 13
3082
3



門 口 18
號 3082
卷 3

西籍概論講本三之卷

俗の漢學者ともやうに事の跡とハ首も致はす
只かひの書物以上の空論空理乃と多道と心得
真の道の活物なる事と辨へてふんそと云と唐虞
三代の他の先生は道とのとそとや何てハふか
思へハ四書五經たの十三經乃と凡て周代に書
き記しふる書と規則と致して世を誹り道多論す
事ふこと彼乃後漢の司馬と去者う儒生俗
士豈時務を知らんや時務を去るハ俊傑に有と申し



多る通り實に迂遠ふるとはるて去て居は物てム
夫ハ儒者の御國と詐了身一ハ言ふさに周ハ代に
定め多る所の同姓不相娶と云事多則と致し源氏
源氏と婚姻を結むと藤原氏ハ同く藤原氏と縁組
以致すべし事てらふと申して是とハ交つるやり
は去く去ひ又大方腐儒者らも申事多其内
太宰彌右衛門純也云者腐儒者の多れ中にも佛者
の謂ゆる獅子身中の虫やも去ふべし奴て少りも
孔子乃心と心とを事なく世に御國に現了く云
者の多る成たはハ大り此奴り黨よ了始つて

ム其著しある辨道書と云物不例の如く此同姓相
婚とめると云ひ出し日本ハ禮義と云事無りし
故ハ神代より人皇四十代乃頃迄天子も兄弟叔姪
夫婦小なり多はひ候其間ハ異國と通路して中華
乃聖人乃道此國に行きて天下の萬事皆中華を
學ひ候夫とて此國ハ人禮義と知り人倫此道に覺
悟して禽獸の行はぬは其今の世ハ賤しと單は
ても禮義と云む者を見てハ畜類乃如人思は候
ハ聖人の教の及へばにて候と申ふは是ハ大宰
純計てもかくたしふての腐儒者ハ常談て御

閑子賤しいやし免云事此第一のいひをきて今
ほても御國の學問とてふといふ輩々各々是子辨
せんといふ致しこれ共其輩もたわぬは、彼れ諸
越の國の教へともしと思ふ漢意を免り色ぬ入く
まや、依而是と快く辨し、は事々無義故に彼の
くさき儒者輩々子慕にて此事を言り既ふ此太
宰純ら是以言つ、は辨道書計りてふ、外に顯せ
る聖學問答又い親族正名ふとと申せ書ふも、う
さる言痛れ程ないひ立て古への天皇の御し、は
とかしこくも恐き多らも禽獸の行ひしや、杯と忌

憚り事もふく誼を奉つて、るる是く西我國の昨
日、いつて今日と、かた世々の王どもの事、彼國の
者儒者も、何くれさへ、けり、は、る、ま、よ、た、事、と、聞
か、れ、て、の、事、て、あ、ら、か、う、皇、朝、の、御、事、へ、天、地、の、畜、し
免、ら、り、今、に、無、窮、に、御、傳、授、て、遊、し、て、此、天、地、球、不
あ、ま、と、あ、る、國、不、類、ひ、か、く、は、し、は、せ、と、う、乃、か、羅、國
は、系、統、定、は、ら、ま、き、の、ふ、ハ、耕、し、泥、垢、ふ、と、清、し、と、男
て、も、今、日、へ、王、や、ま、れ、ハ、天、子、と、ま、の、は、や、う、不、賤、！
此、王、と、も、や、等、し、並、小、思、ひ、奉、つ、る、や、云、ふ、ハ、余、り、と
い、ハ、物、志、ら、ぬ、志、者、の、志、ハ、さ、て、ハ、此、頃、も、た、乃

ら門前の日毎小佛と念しほ了ら食坊まら何ら
丹子やうの物ないと大ききかろ聲として讀みけ
く行くときけも人皇何十代何某天皇の爾くの罪
小くつて無間地極へ失しとひも牛馬頭以手に
有て罪に行ハれし杯と女はて更に憚てもうく
呼はせ行くに覺ゆす總身に汗と流し耳は覆いた
事此うら是らハ出家のて既に其道にも人非人
とはへ去程乃事故う様の事ふといはる采れ一摘
も多人もひハ小や成らん身の上しや小依而赦は
る方もあれと孔子の教へ多弘むるとり云て駿

人者のいや或已う匹夫の身とも顧み見せ已う生
きてをら國此とも此御國の米穀喰はて居るか
ら此御國の大君字しもう様小嘗て奉ると云ハ其
教への據やもる孔子は本意とハ甚く違はて居ぬ
とてム夫へ論語小有るとしや魯の照公と云ハ
う周公且う子孫て則ち孔子乃とる國の君む
所か同姓の呉と去國の女は娶つてムこりや周
の代に同姓を娶らとや去小定免乃ある所にか様
の事て其代の禮に違はて居はと故有る人か此事
字孔子か何と挨拶せると思はく何事なく昭公

禮は知ることやと問ふに處り孔子の答に禮を
きりといつる多し其時彼の問ふ人外へ出て
孔子ハも乃多知らぬ人しやといはれんと云て
孔子ハ彼の昭公ハ同姓ぬ呉の國と縁組しは
事ハ其代乃禮違つてとふと云事は承知して
自から人々問ふハとて我の居る國に君乃事と
と知らぬし終いひ兼て自から物知らずと云ハ
ても君乃ひら事と人になぬと乃意て右に通
ふはれりばて答へる者てハ論語に有りは
めは此通り譬へ惡し事有はても其國の君のと

多いはハと云り孔子ハ本意しやもれこくらと何
も心得ぬは又礼記の文ハ居其邦不訛其大
夫やあけて君ハ叔を其國の政に人なは
に訛と云と云は定知しや者といはれり儒者の
心得ハ既に孔子も惡居下流訛上者と言て俗乃
儒者共のやみ下としてハ訛ハハは之憎
む者てなりやうか已り常言ハ騷々諸越の書
經と云ふ者の中甲て有は事多辨へぬと言ふハ
俗に言ふ論語讀の論語知らぬや言ふハ直に儒者
の事てハ叔御國の古ハ同姓は元より叔姪と構

を婚せられたは事子儒者々禽獣の行はとて
訕る事ハ何字據として言ふと云れりかの田武
王り第の周公且と云考史ハ同姓娶らると云ふ
事の有りと法として言ふのでハ近頃市川多門
ヤハつハ儒者々我り翁の書りもこの直日靈と云
ふ書子破ほとして麻賀の比礼と云ふ書と著して例
の如く諸越の教へ成ほふあけて周公且り百世迄
も同姓多娶らるべきにめこの此ハ人鳴と畜生鳴乃
界に銅柱子立たると同じ事て御國の後世も同
姓婚せらる事忌むやうふふはハ儒學ハ功乃

著し成しや杯と云て曰く御國以賤し失くハ夫
々我り翁々又々葛花と云ふ書成頭して此小所に
辨しられまし女ハ今ハ其趣や猶又篤胤の辨とも
添て辨しやうれいハ先漢らすき乃輩々御國と強
て賤し免んやじふ何と云と古へ兄弟々婚し
と云と成いひ立て鳥獸乃ふるはかそと誇と御
國の事とたもと學ふ物識人も是れも實不快や
らぬとて御國の何々事と云と思はてかには兼に
いひ紛れら免し今とけふり是多辨し上者の
ふハ乃身彼の諸越の教へ周公且り坐頭らの定と

急度致しむる當然の道理の様
に思ひをけんと居
はかされしとてちを諸六しの教へ
小詣ふ心々有る
に依て乃事てム若彼の國の教へ
小詣ふ心々有る
ハ彼國の史々と違はて居ハ
として何事も有る由せ
うろ抑御國ハ神代の昔より
兄弟に引引と云と引
引と云ふ此差別ありありて
其引引と云ハ同母兄弟
の事て是ハ殊尔親しく又引引
と申セハ異母兄弟
の事て其同母兄弟の様てハ
よく甚く疎く敷く
らいに大凡小差別乃有は
事てム其同母兄弟ハ
親し死故ハ古ハハホくとりし
こホ妻と以つて居

つとる者て夫ハ譬ハ大穴牟遲神様ハ出雲國に
御本妻たる須勢理姫命の坐しはせり上に因播國
の八上姫へも御通ひ遊ハし又今の越前越後ハ古
へハ一國てこしの國ヤハひはし
る其越しの國
ルも沼河姫と申て太穴牟遲神の御通ひ遊ハし
る姫神あり有はてりや
ア小爰りし亦國子隔てくさ
へあつた事事故其御生
りはれし御子達ハ各々
夫も母親神の許ル御出
れはれて是ハ親しく其父
神ハ形多外にも通ひ給ふ
處り有て夫も御子の
坐しはせりハ知らては
し坐せ程乃事とし
也知は

ため所り異腹の違ふと云ふ依て異腹と申て
引割の兄弟といふとんとハけり違ていは他人と
あて有る者てハこれハ神代はかりてな中ころ
保元平治以前はともさうて述る伊勢物語やハの
物ともてし知もほてハやうハ父ハ彼處やハ
くへ通ひ住て其母と一所に住居いと云てん不
ハに云て母よハ親も薄もろつと云者て既ハ
神代の時分ハ親と云ハハにも母の事成て
子ハ名字付はから育るら一切のせも子や以る
行末と見立はも皆たふらろの志ハ者てハ是ハ真

乃ト實人懐け上てもけりいふ不也成らん事て夫
ハ父と母とて此此身ハ出来もハ南々ら其父と
母とて此骸乃出来者と云事とてハ余程智
恵の支自も子多存らへる程にもふら孫ハ知れぬ
事母ハ現在又生出し其乳と飲其懐て育ら
上めらら爰て父よりハ親しくいふ不也南々らん事
ハ是ハ自然の人情て御國乃古也計ててなく万国
同し事ハ天竺杯も母字父とてハ殊ハ親しく既
釋迦也ら佛經乃上てても父淨飯王よりハ母
の摩耶夫人の方親しくいふ事てハ又かハと

てもろうてあはれ故に其過は多嬌んを為に父
より八遙に女は落して賤し記者云と云ふ理屈
と云しらら示し敬へぬもれて母は畠て父り
種子北流すと云事とらりしを思はるくふ
と云も是は元諸越の古へはらし人の云出し
事て自然の人情に背あてとらら真乃理屈て
ハちハホヤや矯りて却て狂いと云ふもの誠
の道不のふへ親ある者の云へ事てハないて
ハ序しやふ依る御は自し申せり是ハ朝鮮の南秋
江と云ふ者ハ鬼仲論といふ書不有と云はする季子

や申を學者に有俗者り問ふて既に人於母有連骨
肉乎や問ふれば季子り云に子見五穀宇土にり
急て生長也其枝節根葉皆種に出て一も土に
属す者なし種ハ父也土者母也此故に先王乃制
同姓の親百世不婚して母族ハ親ふし夫母ハ功父
也同々して骨肉と連祿を云答へふ所其者歸
休て其母云ふハ昨日季子不聞て母我に恩徳を
しと云て夫追ハ孝行ふしと者りさやういさるて
後母に便へはととらりるにふつと甲也事か
所りはそり莫土のそかしらふ多人ハハ類ひり

有て其内母の身は、此は事採ハ入の事とて、眞の
道ともおとひふと思ふ者ハ死くはへいやうとて
△抑父と母とハ同じ並ぶ重なり者も、やに依て父母
共小同じ兄弟と父計でり同く、て母の異なる兄弟
とハ此のつらら親疎の差別、うけりや叶ひんて
△諸越乃國てハ右の同母と異母との差別と立屯
皆兄弟とてとほて△抑御國の古ハ其同母兄
弟と右申と通ずる事ハ、母此もと有て親しむは
もれハ所ハ是は決て相婚せぬ事、然る異母兄弟ハ
右申と成て云へく知らぬ中といふ事、乃事て天

皇多始々奉り大方世の常に致して今の京も、此
てのふれは、はても總ぶ忌む事、南く但し貴死賤し
き隔ハ羨はしと有て自ら乱れふんぬ者、△此兄
弟の婚せ、もと忌て異母兄弟は忌ぬのも我皇御
祖神の御立置遊を、しと道しやに依る後世の元
夫乃小智字ふり、はてやかく議り去へ、或事て身南
以て△同母兄弟ハ、せ此と云ふ皇御祖神の御史、免
かられたは、事故もしひらば、此御定に背たり、か
有し神れ、此ひ志△其印と御見せられと物て△
夫も日本紀允恭天皇ハ二十四年、夏六月御膳養の

汗凝以作氷天皇異之卜其所由卜者曰有内乱蓋親
々相刺子時有人曰木梨輕太子舒同母妹輕大娘皇
女因以推問焉辭既實也と見へ又古事記と按ると
卜其太子此時の御不義多憎々奉法て允恭天皇
の崩御可ぞして後群臣百官此太子不背に奉法
て允穗皇子と申へ從ふ奉て終に輕太子子伊豫國
へ放ち奉法と程へとて此一事と考へても上古
よりかゝら同女兄弟婚ふいふ事とも又神の
嚴し御戒免はる事とも知はる事とてはるく
の如くおとしを驗はさへお御見せはれは物へ

△然ほに儒者々こゝらの記を辨へもいふは屯御
國の古へと畜生島の行ひなりふと申へ皇御祖神
たももく々て奉らも何と據に申を事へ更へ其據
の形い事て只諸越周代乃同姓不娶乃定然と則
ち致して云のみの事て△此定然と天地自然の公
道の如く心得せし人も又とふさ様小思ふてと
事ふれ共夫へ彼の國乃は白めに諂ふさ物て△
同姓不娶と云へ彼國にては周の代の私の法に免
にふる所元より必然るへ此道理へ更ふる事
て△若禽獸の行ひに似ふはと嫌ふと云時と夜へ

寝て朝ハ早ム起るも禽獸と同じ事しややいにて
朝寢を了りたり語りたり子多憐む事も禽獸乃行し
やといつて憐はせして置くへ支漢國にハ貴賤
き差別なム定むる君もかゝる其時々亦強
者ハ君とあり又ハいやし者乃女とも王の妻も
も王乃女はも賤夫ハ嫁す了類統て上下別り
い是等ハ亦ハ殊に畜生鳩乃ありははとも云
事しや其惡風俗とハ云ひも出さるゝく同姓
婚せりて成乃み女ひ立るハ甚しくくさくさ
事てム諺ハ一寸ハとゆとも我一尺ハムへ

や言ふ 儒者共の事てム又百世成経ても同姓
乃婚ハ少るはゆと云ふ定めハ周公且かは
と以て始はははもい漢國亦て周の代ハ私事
てム殷以前に此史ありつるにをけて舜も堯も
女子娶はははも堯ハ顓頊の孫て舜も顓頊の五世
の孫かれハ同姓あり中亦も近ハ親族にあつても
のてム然めハ周公且ハ銅柱多立添はは後ハ世
の人亦已り功多を失して堯舜に勝れりといハれ
ん為り又國乃風俗の猥々ハしかつたにをけてさ
ハ嚴ク禁免さるるもし己ハ功成示を為てもるを

は、國風の乱やうハしくはなてもあけうや堯舜
夏殷の代の定れはくふれいひもて何の害もふい
てくふひし又同姓皆をくか實に僻事らうハ堯舜
ハ何として是を忌かんやそ何をにあても此銅柱の
心得ぬてくふれし又述や親族ても姓ハ異くも
とたへくらしうらぬと、ハく兄弟ても異か
姓を稱する時ハくらしうらぬふや抑同姓異姓事
御國々殊に先祖の系統と正をふらひては牙後世
民間に至してハくらしうらぬ五世十世の先とはへ知
らぬ者り多てくふれしして系統とくもの正はぬ漢

國々ハ後世民に於て人毎に數十世ハ先子よく知
る別法ハ或様らふハ只當時尔稱を了處の姓乃父
字と以て別つたり外ハかのをしや小夫も數十世
と経る間ハ或ハ異姓を混して同姓ふたり或ハ
同姓も合れて異姓になり杯をく類多く或ハ又稱
する文字ハ同じけれ共本もて異姓成めも有て又
稱する所ハ違つて居ても實ハ同姓成りありの様
に様々の紛ともあれハ實ハ姓の異同も何所以て
とく辨つ知られうやとひふはくく小男女の内
一方にたハ其先子知していても一方ハ知らぬ時

ハハと傳へ事て公然に之く當時稱れり處子の
み守て其異同を定むるならん或へ實に異姓であ
りとも知せしめて徒らに是を避る或へはと思の外
近き先祖は同姓でなれども知ずして婚せり
こゝにひ杯多かほへて又右の類は給れまて
何れ待て即ち周公且り已み子孫乃魯の昭公は同
姓乃吳の女を婚しよて魯の禮義正しれ國しや
と云はれしきへりの通りて又齊乃襄公は妹
の魯の桓公を妻てあはれし通しよて是ハ殊る
兄弟れぬるも南をへて妻てけへつた上へに

刺へ其事に依て其夫桓公を殺しよて是ら
ハ近き周乃代り内おて諸侯さへに様に有らふれ
る民間へは去て思ひやるへに事てハ猶夫をり後
くもかきりの類甚く澤山不有とて公然に彼周
公且り銅柱を是何の益をもぬ徒ら事てハ儒
者ハかやりの所を辨へも致しき只猥にふたを
らるに事やけと思はて居るも例の能書成信を
古物て突ふ事てハ又御國以後世兄弟の習忌
事に此つとると儒學乃大功うはとて居る
もおかしきとて若百世と經ても同姓ハ習

ひにかつゝ自らいけりうに云へば事ある共ハは
り小兄弟とのみ忌て従父兄弟々ら外ハ少しも憚
めとらふいゝ是と彼の周公且り定免にて見れハ
百分の一も思らぬ事ふるとりぐう小とくしく
ハげて成ゆハ譬へは毎日百文にく銭多ゆうけ
とひひけけはふ其子諺ふ一文にくはうけ多我
ハ父れ仰の通りに銭ゆうけとて云はて手扱
くはしと誇ると同じ事てム父ハ是ハ聞てよしと
いひゆせうり彼孟軻と云ふ男身五十歩にして百
歩と笑ふ字さへ取らふんふ不是も調度九十九歩

にして百歩を笑ふ類ひてム然る以後世には彼れ
漢國の定免多しはくハ計守るやうにて異母なる
字も兄弟と云て婚せぬ事に定免さふれ今世に
して夫を犯すは悪けと古ハハ古へ乃けははり
ふもん異國の制ハ規として云ふ事てハふいて
ハ儒者共も此事をよく考へわとして古へは古へ
の事として恐多之も西戎國乃中古より此制を以
てとらふ云ふ事ハちいてム又今の世は今の御
制度とりふくまひつて犯をゆしとらふへ此事
てム○はて免辭り受禪伊ヤリ輔佐湯武ハ改伐の

世々い毒と流し害となつた事と次は小申のハ
この間申如く周のいつち末の王であつたため報王
り秦の昭王不降参致して後ふ仔その頃乃諸侯中
もりのいへゆは六國各々相戦ひ國土と争つてた
はいる間々三十五年國にハ王はしか者も於之其
存追々秦不亡かされて終る秦の代と云ふふ成る
てふ其始めて天子や名衆さるハ王の名も嬴政と
申てこれハ其父より莊襄王と云ふ名も天子楚と
云ふましまかいたまふ太子不立は前々趙と云ふ國
へ人質小往てたはあつた時呂不韋や云ふ大賈人の

金持か已れ女子姓はし其はらと女、莊襄王不
送ふ其生つた子か即此嬴政と申王で實は呂不韋
り子てふのけて呂不韋へ大金持の事故金六百斤
と子楚の番賣して字は也やもにとらせてひぢり
に子楚子逃出させ秦に國へ歸らし免はる秦昭王
へ右なる華陽夫人と云ふ手子入れてこの子楚と
太子に立了やりふとり存へ位と繼し此こと字莊
襄王といふふてふらくて莊襄王の位を繼てハけ
しは免政ハ其跡は成と成る順て太子に立ると呂
不韋ハ右の功に依る丞相と云て則大臣の位と取

つよてムけて富家しや亦依て食客三千人を置夫
らに聞る事とも書誥て者ハしハ書ハ今傳ハ
る呂覽又呂氏春秋の二書てム○叔莊襄王子楚の
死てらら被れ改り其迹のついで謂ハは秦乃始皇
と云ふハ是てム是ハ代ハ右云如ム六國の諸侯共
と盡く討亡して國と一統して夫までハ封建と云
てらの齊國しやの魏國しやハ楚國しや乃と云て
おはゆ諸侯ども各々國々と持て皇國の大各
方のやうて有たは皆討亡して郡縣と云にして
盡く秦乃物と云し代官やらの人多くり置て其

上で物多皆取立ふとに為出しとてム夫とて以來
今の清朝ハ至ははる其制ハ変せりてム是ハ
皇國に於ても天智天皇の思召立せられて此御代
はてハ神代とりの儘に諸國に國造と云り有てと
んと周ハ代はての封建ハ制ともし事てはばと
と此始皇ハ始ゆる郡縣の制と云ふ自はれと
謗ハ五百年計ハ程に漸く頽て保元平治元暦文
治乃おともて天下諸國の有さばと又舊規ハと
かへて自ら又上代乃形ハかて取つとム○叔政
と位に即て二十六年ハ臣等字集て云やると六國

此王咸之其辜に伏して國中大不定にこれを名号
 と更だ成功に稱して後世不傳へんと思ふに
 て其帝号に於て改めん評議せむといはるる
 不承相李斯や大者定めて古々昔し五帝も地
 千里計をあらてハ服せし諸侯も或は朝し或ハ朝
 せぬ杯有て制を以事あるハ後程の事にして今
 陛下海内を平定して郡縣とし法令一統に由り
 上古と似来今も嘗てあらす五帝の及ハばる處
 是尔因て議せんと云て評議しむてハ以りふも爰
 に李斯等がわはるる如く五帝三王のとり世にハ

國土にあらばるる國々を歸服ししと様不儒者共ハ
 言て居り其治めてたつる處ハ九州と云て謂し
 了中國不有る州は九法すへもちて其餘ハ服せし
 事あたハを此秦國ハ西に有る大國又吳國楚國杯
 ハ東に有る大國又猶南にも北にも其中國不從ハ
 ぬ國も有て彼五帝三王のとり世にハやうく加
 羅中と三分して其一と有ちたつて位のとてハか
 く秦國や吳國楚國のとりハ親しん服従せしに依て
 春秋にも是等の國々を周に貢ても贈儀不諧侯
 の所しらひ不記し然らぬとりの夷狄のあしひ

み記しと物てん處と秦の始皇く其夷狄の國より
起て彼の五帝三王よりあはしてたつたる東西
南北の蛮夷より入る國くらへに馬蹄の至は所
身従へさか其臣等より始皇の徳多稱して五帝より
まはつていふと云はたハ尤も事てん是に付て謝
肇淵の五雜俎天部に愉快なる論りあるを各々
見らるるをわあいてハ○扱右の如く評議の上
自ら其徳三皇五帝よりも勝てとめと云は義と以て
三皇の皇の字と皇帝の帝と云と取合せて皇帝と
云号と始てよて其初の皇帝と云は義を以て始皇

帝といふ兼ぶものて後世ハ世々の王とも号子
何皇帝と云ふものは是よりはしはつた事なると又命
の制と云ひ令多詔と云ふ天子自ら稱して朕と云
ふこととはしを種々の史とあて又此前周乃世に
ハ代り替へハるの先の王乃行所以て謚号を附あ
て譬へハ西伯昌ハ天地と経緯たの徳あると
云ふて文王と謚しゆハ殷乃王辛ハ残義損善と
云ふの義て紂王と謚すふんと彼周公且と云へ
了さかしら人ハ定次て置る處ハ始皇は是字止
て其去へは言ハ太古にハ謚と云ふ事なると云に

中古より死して後その行ひともして謚とけられたる事
是ハ子とて父に議し臣として君と議せめ
にありしかる朕ハ取らせ今より以來謚せらるると
止て朕も始皇帝しかし後乃世継字ハ二世三世と
女て千萬也に至る是ハ無窮れ法とせよとさし先
とてムこれら亦や小面白く見解てム尤周公且り
亦の謚法字制つとのハその謚ハ善惡亦を以て後
世にはちてあし其事ハをばいと亦上誠の爲とて
致しある事しやら亦とハ吾友石原正明り云つる
言々其行迹亦正しくもららぬ事りあはれとて父

の多矣あし死謚成たる事ハ悉く難記事てうけ
孔子既語にも子ハ父の爲に隱せと云へる事も
り又行迹亦はいて謚せるとハ云へと其子孫の受
け以るふハそろ者にもと死名と送る由る祚と昔
をち小傳へけりばハを其行成あるも惡き謚成れ
ムは事もあるから何も勸誡にあらをも無用の詐
此でといはれりやるをばとてムはと御國に於て
上代亦謚多奉のむ事ハ別に説けあはると何
にしてと始皇身英断乃てム○はて此始皇か
し免ふるととも身毒ム先代にうをば何事も一

此は之けり我の事を尊く事定めらば是れ
ふと云ふ不泰も右へ入るこやく周乃代に
と立てりらゆる諸候ともく皆のやし免
中も秦とは餘の諸候共とひとしく見ぬ
やうふれは
女め處う國が強くてゆく諸越中多切し
さうら王とれはても國中の者共の賤
人事を察して何もうも尊けにしふして
ぞれ威成志失しぬるものてム是は今乃
俗ふも思ひ合さるることてと
かム本乃賤に者うやう經上てもと
はと本と尊
た人よりは殊更不高ふはもたしやう夫
と同じ記

てムまして是より後の世くの王とも
別して高ふわり強くなはは夫さうの國
世くの史と見て其は
は字知るうといてム〇うくて種々
新法を立とる不依て其世に儒者やも
盧生諄于越杯云者とも例の
大はちやくれか聖人理屈を去て
始皇らしはまど誹謗をよるよ
で事起てくかく儒生等が當時と
訛るハ詩書百家の書ともう世に傳
へるうらのとしやと去て秦は國の
記録と醫藥の書卜筮の書種
樹の書計り遺して是れ焼うせ古と
以て今と非やする考を族せんと云
ひかれたる所々猶彼是は儒

者共り有故ていつひ四百六十余人を捕へて盡く
生ふから既小埋てしはふぬてム斯く行ひはぬり
にしても異逆の事てハ何ゆか實ハ故ありとて其
しはほろわかしいてム彼川柳点に秦は儒者命ふ
るやふと穴ていひと云いハ此事よりいりよも儒
も死らハ天罰了哉命をぬり自のしふとハ云云
もの故命なりと泣死わぬいさて所らふてム
今とてもと云ふ腐儒者と云者ハ當時所てしり國
を害ふふと云いひ騷ふて憎む者しやうあハ色は
様乃國を害ふ腐儒者と神の道とそてなふ法師共

と俗の執儒ともとへ始皇子とのんて埋殺して賞
ひふい物てム扱此時始皇のから書字焼く儒と坑
に埋ふはいつる多後世儒者らう何と云と始皇
らめらゆり書ひ悉くや成盡しむは様に云字然ら
せとて千百年眼や云書論へは阪文り尤ふる事
てム夫ハ始皇之始非不好士亦未嘗惡書云々其焚
書之令以淳干越議封建をよむハ儒者と坑ふり火
たのハ盧生り輩其世のとと議しふるによはて實
は激して云いふと夫ハいりふと云に此時陸賈鄰
食其ら輩ハと南秦乃代の儒者て漢小仕へ又陳勝

古より起つては秦二世皇帝が博士儒生と
召てその故以問ふれば春秋乃義と引て對つて
る者三千餘人有たとあるは此の秦乃時にりつて
儒生と經學とを用ひんと云ふては又後
に叔孫通と云ふ儒者を漢に降はると云ふ弟子百
余人を法もてあつたと云ふ事は儒者や書籍
に皆廢て去らるゝのでハなす然めは後世古書も
明ららざる所のあるとハ悉く秦火くくと云て始
皇の世にぞる古書の闕てわりの本をりり
けて有、乃しわや古て細りに論して有ふり尤ら

子てちん小んれらハて焚ふ乃てハれいてハの
て始皇其三十七年と云年に死ふ其死ぬ時に嫡
子扶蘇と云ふ遺言以書と殘と次は位と比かせ
んとしむる小其臣李斯趙高杯去小輩り謀て扶蘇
小死子賜ふとの遺言ふてと偽て是字殺し其弟の
胡亥と云ひ立て是は二世皇帝と云てハ是か代に
ふけて陽城と云ふ處の農夫陳涉と云ふ字始と
して其餘にも謀及人夥しと起て中も楚と云ふ
國なり項羽と云ふの起り又沛と云ふ地の泗上の亭
の長と云て御國ていハふりれハ田舎氏名主と云ふ

者も劉邦といふも乃も謀及と此こし兩人相謀て
六國の時分の楚國の子孫ともて立ふ是は義
帝を稱し是は仕へて各々秦を攻て仇はふ所か
秦にハ被趙高々丞相の位を以て逆威を振ら王ハ
あれやも無さう如く小致し是身彼俗にも人れ知
てたる鹿多さして馬しやく去て其威勢多々免し
見よ了男てんかこて此者終る其君二世皇帝胡亥
に位にけりて三年目に殺してその後へに亦あ
しぬ了扶蘇か子の子嬰と去て立て王を致し此
と三世皇帝とハ云ふてんこと乃王に位にけり

謀て趙高を捕り車裂に刑を行ひ王にふつよ其
四十六日目小使劉邦ハ秦の都を攻入りり三世
皇帝子嬰ハ降参る出さる時に追ふる項羽な
も子嬰及び其眷属を殺して秦子を亡してし
まふさうら始皇帝ハ國中を一統して王となすハ
つか三代十五年うらてハ継ぐふんとて是を御
國てハ孝元天皇ハ御代九年にあぬる年のとて
○々ムて劉邦と項羽とハ秦をこして後その中
ろしからすやのうちに項羽ハ自立して王と稱し
て乃王義帝を殺したてぬる事て劉邦もは漢王

と稱し互に國王と相らん事と争つと此間か三年
て其四年目に漢王劉邦ハ此ハ不項羽と七して國
中字一統致し王となほふてハ漢高祖と云ふハこ
乃劉邦が事て本ハ村の名主て此も後と漢の
代と云ふてハ漢の代と云はれ後にも謀及人の
ゆゑと云ふ高祖劉邦の次と惠帝と云ふハ王甚
さけ柔弱も乃て此は子所り其母呂后則高祖り
妻しやハ大變事也惡婦人て殘忍兇惡れ為事云ん
ゝらな人其あははしきハ此嫉妬くらたこ了
事しやハ夫ハ先高祖り死ぬると直り其妾戚夫人

と云ふり生れは子乃趙王如意と云ふ子ころし
けて戚夫人り手足多支り眼と云らり出し耳と焼
死瘡藥飲しえて屎壺ハ中へ入置是以人苑と名付
其の子惠帝ハ常ハ其惡行と諫る子りははく思ひ
是を見せぬは處ハ惠帝ハ大に泣て諫免と云も是
ハ叶ハぬや心得る位と去る心小なり日夜淫樂ハ
耽わ病ハ發しよてハ又此惠帝ハ腹替りの兄齊王
劉肥と云者と惠帝ハ敬ふとて危ハ有し酒小毒
といれて夫ハ殺けんと云たり時に惠帝ハ其事と
云て自合り其酒と吞んやし女ハ呂后ハ驚いて

其怒りたけしめて、たてて齊王劉肥に恐れ、國
へ逃歸めり。様の事共、氣小して、惠帝はとんと死
んだ所り。呂后ハ聊り泣もせふん、と云て、
て我の親族呂氏の子は、惠帝の才也や、詐つて其
母子殺し、位につかひ、所りやく長して、其事成し
り。呂后も恨むは言といつ、よよは、後の害を恐
る。是を殺し、又呂氏乃子を取て位につけ、
是に依て呂后ハ一族我儘多働くと云ふ計り、
又趙王劉友と云もの、是も高祖の子て、呂后ハ一族
乃かと毒にして、たつ、此ハ外乃女に愛して、其

妻とて、さし、愛せらる、いふ故、是と嫉て、呂后に謗
言し、
んて殺し、又梁王劉恢と云者、其愛妾と云もの、
乃て殺し、又燕王劉建と云もの、殺し、
斯て八年と云ふ年、乃三月、夜として、還る道に於て、
蒼死犬のやうな物、呂后ハ掖に據てあり、と見えて、
忽然として、見ぬふく、つ、いふ故、是を占ひし、
ハ彼乃趙王如意と崇て、と為すのし、やと云、呂后ハ
是より病、
ム實にけしからぬ、女ハかの韓信と云、始先多ム

の功臣漢もこの女が殺してとてとから女の性も
去もれハ嫉妬の深まもれまやんまにして御
國尔ハハ様の女のおほま事ハおほた見聞不及ひ
ませんハ諸越小をいくらくもる々此呂后りやり
ふ女は有とてハ夫は五雜俎の人部と云はらひ
てこるうをいハてハ此て呂后り死んで後尔諸も乃
漢乃舊臣等々ち奇て呂后の一族とし高祖り
二男劉恒と云字立て王と殺し是を文帝と云これ
はりの俗の二十四孝と云も此にも出て漢ハ代て
は名高此王てハこれにつけて千百年来と云りハ

に去ゆ事は漢文帝節儉身衣弋綈集上書囊為殿帷
可幸慎夫人衣不曳地此三事以人主行之可謂陋矣
然賜鄧通以十數鉅萬又以銅山與之此又何也とい
つてありはるハこれハ尤なる論多のりも々々
め儉約とをめに合せていぞのたりゆふる鄧通小
りやハけ莫大勳了賜物もあはぬとてハ此王を
ハ儒者しむるか不むる事さる甚まは存り牙物て
所はぬてハ猶去ハ事はわれともこれハ准へて
知へ或るとりハ諸越ハ賢人と云えはにははく
事り多々てうりはいてハ○扱此文帝と九代目

此王多平帝と云尤此九代の間にも種ふる事ハ甚
少くいほも世ハ乱るハしつたものいふ其
平帝の時子王莽と大臣有てりの伊尹周公則と大
聖人とも真似とみとに致し攝政と成て其人と
於てと飾り能人子懐け終り平帝と毒殺し二歳に
かす小兒のしりも平帝ふも甚々血脉の遠れ多立
て已ハ後で此皇帝と稱し夫より三年目に被光舜
ら受禪はゆ称以して其を例に引位と奪て真の王
となり其代の号は新といはとて夫に於て漢の
高祖の國を一旦亡びて夫追の代子西漢と申

やて御國なるハ垂仁天皇の御代とろし先々三十
八年に當は年天〇叔王莽ハ國王ハ位ハ盗んで
國中ハ從へたると十四五年計有て又謀及人ハ
夥と起て其内漢乃宗室しやと去りて民間より
劉秀や云者討て出でやんと王莽と討亡し王位ハ
〇是は字光武皇帝と云是ハ後漢の代と申もて
〇是を御圖てハ垂仁天皇の五十四年の事と云免
舜乃受禪伊尹周公且ハ輔佐と云事乃毒の流れハ
抑とむら始りて王莽ハハ國多取害はとふ不依
ふ是字世ハ儒者共ハ賊と云てふくは事と云

然也共此王莽計てなす此後も代々乃替り免る悉
く此術を以て王位を奪ひ國を盗んぬ物なり其盜
むにかせざる者といふ賊ともいふ過ては直目の靈
多異國の本を以て主は定はれざるを希はる只人も
忽ち王をふり奪王もあちほりさく人もあちほり
失せもやめ古きりの風俗自ら扱國を取んと謀り
得たらば了者字ハ賊といひて賤し免憎み取得ぬ
は者然ハ聖人といひて尊し仰るなりはさハ謂ふ
了聖人もさく賊の爲に免る者不ぞ有けると師
のいふれなるハ此事を以て○はて此光武帝より次り

王ハ明帝と申て是か時に佛法が始りて漢土へ渡
はせては是より七代目の質帝と云ハ其臣梁冀と
云者乃爲す毒殺せられ夫より四代目の王の名は
劉辨と云つたハ董卓と云もの又か伊尹が例に
あらずして其位をたらしめて劉辨の身の劉愷と云と
位ははけ遂に其位に上りてはくむくしむるなり
司徒王允と云もの謀て呂布と云者に殺せしめて
△○はて劉愷位に即て是河献帝と云ことか時ふ
蜀に劉備字玄德吳孫權魏曹操と云か出て三國ふ
わられ其中に曹操と云ハ佞奸謀畧よくましき文

王武王不もとさくく峇らの大賊て獻帝子守立て
挾は之夫字尊ふけに見せれとも實終王位子盜ま
んと致も又吳孫權も國王とらんやして争ふら
中に蜀劉備もりハ忠々し死入てハ此ハもと民
間に居て履ゆるりむとろと織て業としてハ此ハ
る凶夫ふとも其遠祖ハ前漢の景帝子子の中山
王斬勝と云ふ者の子孫しや云事てこれ故漢室
乃衰ハ歎死再興せんやすふ乃志ハ有て大ハに
心勞し其臣にも諸葛亮字孔明又關羽張飛趙雲
との類むやハ此ハ者も此ハふれともはらく

し此事もふく其うち曹操はくく逆威を逞し
として獻帝と蔑如して其子曹丕の代にけい
く彼亮舜の受禪の例に以て獻帝にせり位と篡
て程ふく是を殺しててハ此曹丕の世の号を魏と
去てハ光武帝の王莽と亡して位にけいして此
王の十二代年數ハ百九十余年續してハ御國てハ
神功皇后の二十年に當るてハ○扱蜀は劉備ハ是
字傳ハ聞て則ち漢の宗室の故其後ハけいとし
にて皇帝と稱し蜀漢と云ハ此劉備の世のてハ
爰に於て吳孫權も自皇帝と名乗る是ハ三國の時

と云て各々我こそ天子と云ふれども其
無證據を以ていひわびらちなむとて公夫故後
世此時代の史子記すも此の心で或ハ魏ハ禪と受
占に之つて正統しやといひ蜀ハ心云く輩ハ漢亡
ひてハ劉備ハ漢ハ宗室しやに之つて正統しとい
云て未ダ其論判れひぬとしム○扱劉備ハ次ハ其
子劉禪と云々継り亦もハハとも愚昧ハ王
あはれさきも彼の孔明をよく劉備ハ遺言ハ字
アヤれとくしはれ忠義多盡し國字一統せんとい
ハ破れ入てハ丞相と云つて國治め出てハ將軍

と成て魏國を討ち辛萬苦しむるも運拙く
して其志ハ多ヤけをに死んぬア蓋して武侯と
云はて孔明ハ死んでハ國の勢ハ甚る衰ハ程もハ
ハ魏の兵ハ攻入られて後主劉禪ハ降参しとる時
に孔明ハ子諸葛瞻と云者も手痛ハ戦て討死し扱
蜀漢ハ世ハ二代に之つて四十二年つくいふてハ
亦乃七ハ五年ハ御闕てハ神功皇后の攝政六十
三年ハ當百年の事ア○はる此蜀ハ仕ハたは孔
明ハ云人ハ其軍術謀略ハ長し且其忠義德行ハ不
とハ犬うハわはるもハ知て云通われハ支入て

此人の傳を委し陳壽が三國志朱子の通鑑に不見
牙て有り骨とある事實を撰ひて評しとるハ淺
見綱齋安正の靖獻遺言と古書に依てとほりもろ
しいてんを乃らけり出師表と云父をんてみま
せり是ハ諸越の人モ孔明ハ出師表と讀み涙と
おとけぬく人ハそれ人必ず不忠の人なりんと云
白る如き覺忽り身もふりハ此實にくく涙のこほ
せりわと實意のよく見忽り文てこれ人生涯乃行
ひハらら人らうら篤胤實に間然と事あらハも
孔子の後とつと一人ハ人と思しとる彼らら人乃

よく云説に五百年ふとけくに聖人と出せや云々
こ乃説ハ去尔足らぬと暫くよはしてハわく孔子の
後に身孔明かぞへらにあはるてハ諸越人乃言に
孔子以前無孔子孔子以後無孔子といつら篤胤
ハ孔子以後唯有孔明と思はぬ事てハ此項五雜
俎と再覽すれ才足以撥乱者多勢而月用量足以
鎮俗者多懦而無為抱苦節身者必偏於容衆具通
達之識者或昧於修身諸葛武侯外綜軍旅內和人民
澹泊明志寧靜致遠開誠布公焦思廣益舉世之所難
之者而皆兼之三代以下一人而已矣と云てありま

して知れぬといて、この理屈はかりきりて、さう朱子ては、このころのともむれ字ハ心得とみへては、遠くをさう字誹て大義氣湯の證ふ四君子湯と用ひるやうな物しやと云ふと云ふは、てゝいふし、此九經證に作つた儒者ハいかに孟子子成信する所なるもしくハ孔明の篤實にの闇弱ゆゑ劉禪字も立て其意不背り此慎て事したるから事ハあらぬて手ぬはしりぬしやとせし伊尹湯武の流し劉禪を放廢する殺しもして自立し存分に國を平にぬのしやとの事ハも知れ

ぬ夫てハ孔明が靈ハ評はれて眉をひそめた事ともて、人なりら左様ハ心無き人故大和心の入るは、ぬめらるるとて、又魏乃國ハ曹丕から三代目れ王曹芳と云々時に其臣司馬師や云者曹芳が位を廢して二代目の曹叡の弟の子曹髦や云と立ててとふし、五年計り有て是も又司馬師の弟乃司馬昭と云者殺さじ其弟乃元帝曹奐と云々時、司馬昭の子け司馬炎と云者又例の如く迫り光武受禪の例に於らひ王を廢して位を篡はて是後晋武帝とて、又吳國は孫權から五代目の孫

皓也古者の世尔晋へ降参して爰て、ハ三國ハの
しらも亡び晋ハ世と云下一統したてハホホハ應
神天皇ハ御代十一年に當るテハ○以此魏と晋の
代とのころにハ清談と云と專ハ流行て夫ハらの
許由巢父と云者ともハ古ハ口と曰ふ其行も
も贗也も乃て何らハいさ此をけに太平樂多ハいひは
けと放曠小して行を慎まハ大酒ハくらひ世小を
けハは事ヲ業としてハやこゆかしけ人ハに思へせ
んとしハいともく憎或ものてハうのいもゆは
竹林の七賢人ちと云夫てハ具原篤信の和漢名

數と云もハ尔ホハ謂ハル七賢と評して放蕩無頼
らほ者とも故賢人ハ云へ事てハ其ハやいハ置
はしハか尤もてハ殊小其下心も皆口と異に
しハいハ小れハ南之ハたハ死者ハハ千百年眼と
云書ハいハ了ハホとくこの風俗も晋ハはしハはハ多
事てもハかハはハ漢の末ららハらハくハやうの
人ハ有て仲長統と云もの志子見ハしハは詩ハ
寄愁天上埋憂地下散五經滅裂風雅と云ハはハ鄭
泉と云者ハ酒と好んで飲んぬりハ乃死ぬる時に
同類に語て云ハ吾ハ死んハかハらハ必陶家の側

に葬むは疾くハ百歳の後に化して成土となつて
幸に取らえて酒壺と成さなりハ實に我心を獲ん
と云て死んぬるや抑始免て又彼の七賢と云
輩も其下心ハ口と異よちて死ぬ此以と云わけハ
是も千百年眼ふいふ七賢人の中ふ了阮籍と
云ぬのと評して此者世事成遺落しと云と云字以
て羨談と云ふから職と去て後しひやう子司馬昭
に大ひつかへてと云はる小人乃しわけてるの小
人惜偽千載の下掩ふへりらほものり何ほかほ
此も以大人論と云字著して礼法に拘へる士以

視に處は蝨に比へる己り司馬昭に媚附ぬは
そ視の志らるや云仕業しやう幸にして火小焚り
るくと免りれい乃しやといひほしりけり
ふは評論てふは後禪學流行してふり多斯
風多暴々輩ハ皆禪に歸し白ふもの故清談のそた
り書くものさても又此餘風り御國迄に及んで既
小萬葉集にある大伴旅人卿ハ酒字譽られさる十
三首乃歌ふと云はへて此意て偽のりたりて今
も御國ふされくらくあ風と好むり有て今は昔
驚亂り知つる醫者り或時煩つて死んと云はる

ハそのいへる言不虎者死存皮へ者死存名皮以存
して人小敷れんも口托しく名と存して人の口不
かゝらんも詮らし吾ハ皮も存れし名も傳つしく
い比せよいふて病か愈て後篤亂おぼれ多書き記
しさとみせよ々々余りの小くは小篤亂りいよ
にへてこハ日頃見ろにしく死るくとして名利
計せろくはらはるぬらぬくか實小これいへる言
々本心てあふかい名利はハ他ハかせ止免やらぬ
まよ是とに記しる為所ハ名所遺しよをふいと
事しやろそと南らなせおこんふ清談くは又と

六て刺に書支のときんやけへしとるそ心おろ
思はとらんアて口下いみせハさる心とも思ふに
れとも口おいお記し乃としてハ實小さほ心とハ
思をれぬとつかうりて思ふ心字入ハ知らぬ
ら云ひ遺して入に此心は知らしたひと云ふ名聞
心らち了やうよ見へ了せれハやはり名字求む
そと古ふものて口と心中相違り偽りとも
了くとにうくしく古はふまハ其人赤面しよと
う所るとか々世にハかやうれんうあわむかめ故
其真似赤やとせぬやうにとろ心てらんハ古ふ

てふ實尔勝ハ、留之れり事てム〇叔晋乃武帝の
世ハ一統し多やうく四五年も立つかいはやか
乃武帝司馬炎ハ死んでその次子惠帝と云ふ是ハ
時に其兄弟二十五人親族互ひに相殺し相奪て其
乱りつゝしと云ふ計りふん既ハ司馬倫と申せ
も其杯ハ位を奪て自ら皇帝と稱しまた惠帝ハ妻
と賈后と申しさるゝ惡夫人て其太子ハ自分ハ
継子たるゝ故ハ是ハ殺し其内とうとう惠帝ハ弟
の司馬越と云ふ者の為メ毒害せらるゝてんはて
此惠帝ハ時に内乱り此の通りしやに依て國々ハ

一も謀叛人の起はさる事夥しく各一方の國とうし
はれたけて別に年号を立て天子しやと名乗る者ハ
五人有てとんと一日も穂ハ南日ハふかにいふ
はる惠帝ハ毒殺せられ二十五人の兄弟りるゝ以
ル相殺し相奪て生に残つゝ者ハ只三人有て其
内司馬熾といふ者ハ王の位ふついで是ハ懐帝と
云てム是ハ時にも其親族たる司馬覃司馬延し云
子殺し杯ハ其内ハ彼の謀叛人の内漢乃劉聰と
云者是も實ハ其君と殺して國を奪はれはるゝて
有る所ハ兵を起して晋の都洛陽といふへに入

懐帝は擒にして殺さるゝて又其姓は司
馬鄴と云者と王乃位す名は是と愍帝と云てハ
扱ふに愍帝の時にも漢に劉聰の大いに洛陽をせ
めてとふく攻落しぬに因て彼愍帝へ降参に出
ぬ所り劉聰ハ七色に擒にして國へ歸り我ハ臣
下とも不酒を吞む時今は天子と名乗るとは
ころりや愍帝ハ不勵と云て又蓋と申て位高に者
杯も後や服乃方ハかほく團扇の様ふ者乎人ハ捧
けはせて飾とをるその持人ハしり何りして終
に殺しむてムりの司馬炎武帝ハ魏の王位を奪は

て外ら此愍帝はて四代五十二年の間一日も穩り
るは日と云はるる晋の代ハ一旦亡て仕まつて
ムこれ西晋の代と申是ハ御國てハ仁徳天皇の
御代と云し是ハ四年にあふは年乃事と云○叔漢
の劉聰ハ愍帝を弑して後晋ハ一族に司馬睿と云
り有て王の位にたは是と元帝と云て又云と云り
後晋東晋の代と云ゆらるム○はて此元帝ハ後六
人目の王と司馬奕と云是ハ時の大臣に桓温と云
り有てひとり王位と云とんやすはの志か有
て其いへる言ふ男子不流芳百世亦當遺臭萬年

や申てこれ又彼伊尹の例と申て王の位は
廢し王の一族を司馬昱と云者ことへ老子の道は
好んむ無慾不見ゆ故は是と位を以て其れ多
簡文帝と申しては禪受をよといつた所を
思ひの外にこれハ山はら申簡文帝ハ程荀人死ん
じけれとも其子不傳へ故桓温ハ大死に望み矣
はしてハ叔簡文帝ハ次成孝武帝と云ふこれハ位
ふつひさぬころ迄に蜀趙燕涼と云國々も追々
亡び失ふふれ共只も一つあつたを秦と云國は之
ら猶残て尤帝と稱し國を争ひ漸くまへ乃四國

ハ亡び矢せとがと思へハ四五年もよくぬらふ
又其殘黨原ハ後燕後秦西秦後涼西燕南涼北涼
南燕西涼大夏北燕北魏と云國号を立て各々一
大國にして帝と稱し別ハ年号を立て國多あら
とい其大乱いふ計を以てハ其内孝武帝ハ張貴
妃と云妾の爲まころはれぬと云○りて其次ハ王
子安帝と云是ハ時ハかの男子なくやて伊尹や
堯舜ハ受禪の例にやとつけて其志とはたさるん
と桓温ハ子の桓玄と云もハ父ハ志しと續て安帝
ハ威權を以てたしうら免位を禪らして奪は

て△時に同じ臣下劉裕と云も有りてか乃桓
玄と殺し安帝と元の位には多其外種々功もあれ
と下依て其功故に位ものほり威勢も強し此奴も
はと終に其王安帝子ハ人と遣ハして縊と弑させ
安帝の弟乃司馬昱と云立て王と致し其翌年小
是と又奪ひ程有る如くハへとも無理に譲らせ
て位を奪ひ程有る殺しよて△と云といて東晋
の代りもへて十一代年數百四年で孫大をけに亡
ひよて△是ハ御國てハ允恭天皇の御代也ろし
す九年にちよつて△○けて劉裕ハ其主三人を殺

してと云ふ△晋の王位と奪はとり國の号も△宋
と申しよて△宋の武帝と云ハ是ハ事多△宋乃次
の王ハ則劉裕武帝の弟一の子て所けと所り位に
は△△は翌年直に其臣下三人乃者ハ是字に話し
て武帝の弟三乃子と立て位も此は是ハ文帝やい
ふて△此文帝と位もつけぬのも實ハ此三人の臣
も殺いれぬも△國を奪へんとし含て致し△所
△是等ハ却て文帝を為に誅せられぬて△はて此
文帝も位もついで三十年目に自分乃子△△を
太子立たわ△劉劭と云殺けりて位も奪ハ

元とてム○叔劉劭ハ父也君也と云文帝ハ殺して
自立しよは所ろ又其弟劉駿と云者兄劉劭ヲ殺し
て位に法いゑてム是子孝武帝と云所ろこもて
十二三年をりりも又はてはこれ十二の國別に
年号を立て天子と名乗ればおろ者とも追て七
ひて其内北魏と云國をりり勢ハ強くはこく
盛んしたつてム○叔孝武帝ハ次ハ王ハ則其長
子で名字ハ劉子業と云位についで其年直々臣下
の者ともたも殺してはへ乃文帝の十一人目の
子劉或と云成たてて是後八年はりても代と有て

死んてム明帝と云此明帝ハ次ハ其子劉昱と云
か位つて六年目に其臣蕭道成と云者も此も殺
して王の身に劉準と云位もはけよと順帝と
云又此順帝も三年目に蕭道成ハ彼先帝ヲ受禪
の意ともはる無理にゆはらせて位ハ奪ひ程なく
是子殺し甚しい事ハ其親族はては殺し盡しよて
ムホくに於て宋の代ハ七ひてム先祖劉裕武帝
か東晋ハ君二代と殺して位成奪てこのハ八代
年數々五十九年てふ亡ひてム御國ては雄略
天皇の二十三年にあつてム○叔蕭道成ハ其君

二人を殺して王位をとりて國に号す。齊の高帝
と云ふ是の事ては位を奪て四年目小死て三代
の王子昭業を云々位に法いふ。三年直小高帝蕭道
成の子鸞と云者是と弑して其王の弟昭文と
云と位につけ未四月も立ぬうちに又是を殺し今
度自立し王と云つては是は明帝と云王位をぬ
北んて五年め小死んてその次れ王の名を寶卷と
云位につけて三年めに其末の弟宝融を者是と弑
して位を奪つては是は和帝と云此和帝も又其
年の内小々の臣蕭衍と云も此に小のつれて國を

うはけて仕はせしめてはて齊の代ハ七
とては高帝蕭道成より七代もへて二十三年續
ては御國ては武烈天皇乃御代と云はす四年小
當り年ては○北蕭衍ハ其君和帝と云例の堯舜受
禪なりと云以て云ひてはと受けいで是と殺
し位を奪はて代の号をハ梁といひ梁の武帝と云
ハ小北の事ては夫ては此王ハ佛法ハ好て
夫故に大々小此ハ乱れおとも致し既に達摩杯も
此王の時ハ天竺より漢土へ来ては○北此武帝
より次れ王ハ簡文帝と云是り代小候景と云もの乱

多々して簡文帝及其太子と弑して位を奪へ自漢
帝と稱しよは然る數月とよくぬうちに此候景も
陳霸先と云者の名にうら破らる其臣より者小弑
けりてさて武帝が七人死乃子則簡文帝が為小ハ
弟亦は蕭繹や云者位を以てこれと元帝と云此
元帝も乃魏や云國より攻入らきてはくへり孫
降参してはいに殺されしハ○にて元帝の子乃
方知と云字か乃侯景より破はるめ陳霸先のこ
らいて位を以て者亦と敬帝と云小敬帝の位ハ
ついで三年目に陳霸先ハ例ハ如ハ無理不禪らせ

て國と云もいほいてこも成殺し爰に於て梁代
ハ七いぬしハ王ハ四代年數ハ五十六年はくい
てハ是乃御國てハ欽明天皇の十八年ハ當りはす
ろ○叔陳霸先ハ彼堯舜の例と以て王位ヲ奪ひ夫
のみふらす其君子弑して代號とハ陳と云ハ陳武
帝と云ハ是乃とてハ是乃て二代目の王の時ハ武
帝か姪乃陳頊と云者是を廢して其位と篡つて王
と云これと宣帝と云此宣帝ハ次の王乃代に隋
の楊堅と云に攻入られて陳の代ハ七ひたてハ王
乃五代年數二十三年ハ間ハ御國てハ崇峻天皇

の御世を乃しと云元年に當り年て云○はて隋楊
 堅ハ陳を亡して國一統致し隋の文帝を云ハ是
 り事て云所り此太子小楊廣と云者父文帝より病に
 伏たり時父ハ寵愛乃陳夫人より云子犯さんと致し
 されると父文帝にあられ是れよつて父の文帝子
 殺し又兄ハ楊勇と云れも殺して自王となりつて
 云隋の煬帝と云ハ是れとて古今未曾有の奢り子
 極欠り王て云夫より又々國中大に亂れ國号年
 号と立 帝と稱し王と稱せり者夥し云所の女は
 所ハ煬帝ハ臣に李淵と云者謀叛と起し煬帝に

一云めて太上皇と致し云江都と云ハ所ハ
 了所ハ煬帝ハ其江都て我に治たり者共ハ為
 縊て殺はれりて云○叔李淵ハ煬帝に殺し云めて
 文帝ハ孫の楊侑と云るやて王と致し半年計り有
 て例の如く云りけり其禪と受りて云ハ云く於て
 隋代ハ云へり三代三十八年續て亡りて云是ハ
 御國てハ推古天皇乃御代也云はれす二十六
 年小 當りて云御國をて始てからへ御使を遣はれり
 り此隋代の事て云○叔李淵ハ王位と禪りり
 云よりと云ハ云ハ云り實ハ吾二男李世民と

云々此の先に依り國王の位を篡奪したのである是れ
唐代の号は唐とありは唐乃高祖と云へ此李淵
事てふは、に又隋の旧臣とも打寄て煬帝の孫の
侗と云は位につけし處は是れ又其臣王世充と
云もの殺して夫ふかハる然とも是れ唐の高祖の
二男世民を為さ七はと云て一體此世民と云へ
余程の器量もので父にかはつて諸國を敵なくひ
らけ遂に其兄建成と云り太子に立てたはとる事
彼周公且り其兄管叔を殺しし例に引てこれに
射殺して二男をうら太子とふはとて云こくに魏

徴と有りありて是ハ世民の兄の建成に仕へるは
者て世民を行くハ兄の爲にふらぬものなる事
を察して建成より死て世民と有りんと致し
まは所り其内ハ世民の兄建成と殺ししめり
ハ魏徴ハ又世民の仕へて唐ハ賢臣と稱せらるる
めハ此魏徴と云○又唐の高祖李淵の次ハ彼世民
の位にけいて名にとハ唐の太宗と云て世と一統
してと治は漢土大和乃儒者ハ賢君しやと云は
く尊む王ハ此世民が事てハ既尔是る世は色々
此しははの有る事としりしとる書ハ貞觀政要

とてあるにけし人儒者乃稱羨いふをしのて貞觀と
女小ハ則この王の代乃年号てハ其殷周三代の次
に自慢を事てハ○この太宗の次の王ハ高宗や
云ふ父太宗ハ死んで後其方人と云て則父ハ妾南
宮武氏といふ容顔甚白麗しハ年々二十四て尼と
成てとけしは所々高宗の夫を還俗とせて本より
ハ后と廢して其武氏多后とらし此も武后とい
よてハ子より四人はし出来てハ所り此武氏とい
ふハ甚女の惡夫人て高宗を殺て后子とし免
其外の夫人れも殺し又本より太子小立てとけし

了李忠といふを廢して自分ら生ん白了弘と云ふ
と太子と致したる所々亦れハ母を似を仁もあて
孝も所にたふ武后れ氣に入らぬと多これ毒
殺し其次の子賢や云ふ太子に立の所り是も又
捨て遂るハ殺し三人目の哲や云ふと太子に立
てハはて高宗ハ死んでこハ哲や位についふ了處
ハ其翌年武后亦ハを廢して末子れ且と云と立
ハ南れやも實ハた乃れ自ら位小つたつといく唐
の宗室を殺し盡し國号ハ周と立て自ら皇帝と稱
し僧懷義と云ふもの其外も張易之張昌宗といふ

兄弟の羨少年が寵愛し其外淫犯を八んりさうん
由る悪行も書記盡し古はまはれぬ程の事ては則
天皇后と云ふは是かしては御國ては調度天武天
皇の御代は未うら持統天皇文武天皇は御代あ
りまて乃とさうらうらて後お狄仁傑と云ふの
諫に従て先年廢して遠人の國へ流し置さる哲成
ふかりへして太子にとて夫てもおはるか悪行は
や次々年も八十二歳で死んでてふとておてりの太
子哲八位につめて是多中宗と云ふては處うこれ
中宗乃右へ韋氏を甲きておれも夫にとらぬ惡

夫人て其淫犯の行ひと中宗に知られぬりにては
て夫ふて國王なりと云ふ中宗に毒とをばして殺
し己色又則夫り如く位を奪つては處う先年一
寸王の位ににひて則夫ふしてをけられさる相王
且と云ふ子の隆基と云ふの兵た起して其惡夫
入韋氏を殺し其父相王且と位にはあふとる睿宗
と云ふては此睿宗は次と其子隆基は位ふついで
彼名高知唐は玄宗と云は是り事てはこれ玄宗位
にはいて始免の程はよく諫々とも用ひぬぬ其行
ひもよりの處に位下れぬと年久しかりけり故う

段々奢りかたいて来て五雜俎小玄宗の時長安東
都兩宮をんと四万人とや古今掖庭の盛んふ
る是も過ぬはハあらしとちるかやの存倂臣とも
はふふりとい其子李瑁か妻のしかも十年來もそ
けてまはふは楊貴妃と云ふ美人を引ぬくは殊
の外に寵愛し甚く乱れりへ云ふ李林甫安祿山楊
國忠杯云ふ倂臣ともみふらふは終に彼安祿
山ハ謀叛を起して大に國を乱れ玄宗ハとうく
都と出奔致しして云ふ所り付或徒ふも乃ともいさ
めてこの騷動の起りハ楊貴妃を寵愛しはふか

多こはさふ事しやふ因て是と殺して忠義の者と
もけはけをハ治はるまいや無理よ勸めて楊貴妃
をハ馬嵬原中女所て謚り殺し蜀と云國へ逃ぬ
て云是ハ御國てハ孝謙天皇乃御代小わさるまを
○桓玄宗ハ蜀へ出奔跡て太子の李瑛と云ふり
王位について是と肅宗と云ふ是ハ時小終に安祿
山とハ誅しとされとも外に謀叛人々多くハ此後
ハ代々安らりふと云はる事も云ふ此肅宗の死ん
て後に其妻張皇后と云ふハ其臣李輔國といふ
殺はさめ肅宗ハ次ハ代宗といふ王も其次の徳宗

と云ふも都の進つはらハも其次の次於憲宗と
以ふハ官者張弘忠と云ふものに毒殺せられ憲宗々
次のつれおほ敬宗と云ふ王ハ官者劉克明と云ふ
者の為に弑せらるも其次乃文宗と云ふ王ハ時南也
小至つてハ別して宦官の勢ひかほをくむわ王も
是字もておほし既尔文宗ハ進習の者ふふれひて
昔周赧王や漢ハ献帝ふとハ強臣の為に制せらる
ハ朕ハ家奴ハ制せらる程ハ事故大きふふは
てわめく云ひ又此節尤も河北のや云ふハ大敵の
有とふれともぞれ多退治をくむハ朝廷ハ朋黨

と退りけるとらかむハと云やと毎に申したふと
れとて是くハ次ハ乃王共たハ皆宦官等々くから
いて位ハ附るやう事多ム一日も君臣の間ハ平
和なる事々々文宗死んで後其身李湮と云者宦
官の者共々相計て太子ふふろし王位には是ハ
武宗と云ふハの武宗から四代目の僖宗と云王ハ
又謀叛人の為ハ都の進をとられ七乃末年にハ國
中大に乱れて中ハ制を了とも出来ぬやうふふ
し僖宗ハ次の王ハ昭宗や云ハ昭宗ハ時に彼宦
官等々乱れ起して唐ハ宗室ふ了諸王十一人ハ殺

昭宗とハ小陽院と云所へたしと先づくム所ハ朱
全忠と云もの大をハもと盗賊て所つゝる兵と
たこしてか乃官者とも伐残らせ殺し流らして已
き又昭宗はしはとんで逆威字ふるひ終に昭宗と
殺し流して又太子李裕多始め昭宗の子九人殺し
し流ち来ハ子李祚と云位ふはけて是より哀帝と
云へ其年の十二月朱全忠ハ先代の昭宗の右何
氏と云多も又例の如く王とせはけて堯舜の例の
如くうへへと禪らせて國と篡ら程南く是と殺し
きてム爰に於て唐の代ハ根こどけ亡びすへて王

數二十代二百九十年續いて名高死唐の代も根こ
そけ亡びて去ゆはむてム是より御國てハ醍醐天皇
の七年に當りゆきこれよて後代子五代と申す
てム○扱彼盗人の朱全忠ハ君子弑し君其妻や子
共ふとれも彼是十人の余多殺し自ら王とふて是
か代と後梁と申し又小とる事字後梁の太祖と云
てム但し此時にハ國々大或小乱れたはて別年
号以立る我亦ハ天子と國王と名もの了りの夥
しム各々牛角に争はて一日も安死日ハハしかはぬ
了所り其内に後梁の太祖朱全忠ハ其子友珪と



五十一
去者殺して自立致しててハ處と又其弟友貞と云
もの兄友珪と殺して位につくこれ子朱帝といふ
後唐は莊宗が為り亡けられたる此後梁の代ハ多
二代年數十一年目て七ひよてハ○叔後唐の莊宗
ハ後梁と亡し三年よして其臣郭從謙と云ふもの
小殺され是より四代目の王ハ其臣石敬瑭と云ふ
もの攻られて自焚死んで爰て後梁ハ終ひ
てハすへて四代年數十四年之間てハ○はて石敬
瑭ハ其君を殺し王位と奪ひ代り名とハ後晋と改
め此以後晋の高祖と云ふ此次の王出帝と云ふ

時に夷狄と賤しむは契丹と云ふ國も亦ろかされ
てハ後晋の代ハ二世十二年の間てハ○こころ
後晋の臣不割知遠と云ふ有る自立して王と云
り代り号字後漢と云ふ後漢ハ高祖と云ふ是れ次
と隱帝と云ふ此隱帝ハ其臣郭威と云ふ者小弑せ
らるる爰小終て後漢ハ代ハ二代四年よして亡く
てハ○叔郭威ハ其君を後漢乃隱帝を亡して國
号と後周と云ふ後周の太祖といふハ是れ事てハ
此れり次ハ世宗といふ世宗ハ次の恭帝といふハ
時ハ其臣趙匡胤と云ふ者禪と受て王位に據る實

ハ恭帝ハ此時ハつゝ七歳ノ事シヤに依テ其受禪
モまた今迄ノ例ニハト明クテハ後周ノ代統テ三
世ニ數十年ルシテ不ろひと多ムホカ御國テハ
村上天皇ノ天德四年以テム〇扱右申シある後
梁以下後唐後晋後漢後周以テハ五代ノ世ト申テ
ム五代總テク年數ヲ五十四年ルラテト流クろ自
ん多テム〇以テ趙匡胤ハ後周ノ禪多受テ國王ト
カレ國号ヲ宋ト云ハ宋乃太祖ト以ハ是ノ事ト
ム但シ宋ノ宋乃代ヤラツテも國中猶ハ一統
致レテスヘハつゝ今以テ國以争ヒ各々年号ヲ

立テ天子ノ名表テトス只其内宋ハ代々ノ國王ノ
都ルル所ニ居ル故正統ノやうにハ申モもの
ノ實ハ漢土乃正統ト云ふハ更ル無證據ノ事テ何
も是ハ〇しハ正統ト云ふハ更ル〇ヤ
致ルンテム尤彼國ホ正統ノ傳ハる徴シトシテ
大切ニル物カ有ルトモハ上古に夏禹王ノ國ト
有ルル物ヤせんトて禹ト九片鑄テ夫成禹
王カ子孫代々持傳ヘテ夏桀王ノ時以テ持傳ヘ
る所リ殷ノ湯王ノ桀王ヲ亡カシテ殷も又代々是
字國字傳ヘル宝トシテ殷ノ紂王ノ時以テもち

つさへ紂王の周武王より亡はれて後武王の其鼎
を巴の都を必所へ移し周より又代々是は大事にし
てたけ多所より秦始皇が周を亡して又彼鼎を我國
へりけらんやと必處り道て其内一は八鼎と泗
水と云ふ川へ取落し底牙沈んで取上ふ事り南ら
ぬがこて是は天命り秦に歸ふたためて八南ら秦は
國王の事り天りいやりつゝの志や杯と云て
秦の代はうく三代て亡ひは事杯と云出し
て儒者ハ仰山小此鼎れを申せぬともうん
此々亦ハさかく禹王の鑄物師に鑄らせは人

作とも入作は大造の事り銅鍋の大祀の
物成るに天道様々亦ん亦も乃と世話をやりけは
やうものか悪くしけん事計り儒者も小利口も
事字云ふかと思へ思ひの外に亦ん亦あはる
云てわろ一体儒者ハ秦は始皇子の死かひ亦出
し多やうに悪しを申すけれども湯王や武王の
ハへと飾り又人に用ひらるんとしうつくし
れと云ふは残る後の世と欺いて孔子の謂ゆは似
て非なる者よらへてははしも憎むまてのとハ
あわてム殊も秦の始皇り次小世字有はさ亦虞の

代にもし次今の清に至るはて始皇が為初免ある
事のみともちひ邦建の定と止て郡縣とし井田
と止免又皇帝と云ふ号又天子自ら稱して朕と云
ふ杯け類ひ千里乃長城を築く時や已る勝手不
る事ハ盡く用ひて彼堯舜禹湯文武らに遺訓の書
不記せらるゝくくしれたともハ用ひる顔もして
此したはれたとも實ハ一向にもちひそ只其存
はつは用ひて以るは堯舜が受禪のは孫伊尹ら
廢立は湯武ら放伐是ハ勝手にてはしれ事故代
々の王ともみら見事不是多や法ている計の事

しや然るは儒者なと朝々ひに漢籍計を多轉て以
つてか様の詠詞辨へぬり免はむせうに何と
云ふと秦乃始皇が詠詞笑しひては祖し其誹る
元乃起てとふしはと考へる所り此ハ始皇
の時不儒生共り時務も知らやハ了校意とのみ
去ひとり憎しとて其世の儒生四百六十余人多
生ふらら土中不埋殺られははとの恨めしく其時
に埋残されは儒者共り逃吠にせしりそ免との
り彼一犬不山とハ万犬其聲不徒少とか云如く後
世の儒者が詠り傳へて前後れ事實不辨へもら

証るてム○扱秦の始皇ハ彼鼎と引取てハ見右
ハ共其内一は字水乃中へ北はことし右氣にか
つこと見へて其後彼卞和と女者乃おろつた玉
と印小楯へ夫への悪人李斯と女者に受天子命
皇帝壽昌なり何しう之事候か々せ彫工師既孫壽
と女者小ほらせて是名玉璽と女何乃ともか々
始皇の印判しや但し此始皇の以前はハもへて
印字璽を申して博く誰かのたもいしと者てム夫
ハ周礼に璽節と有のハ彼人ハ預つてハ印判割
符といふ物又左傳ハ璽書と有物ハ魯の國ハ家

老の印字押た書付のとて舊くハか様に廣く誰か
印判のともハ璽や申さふれ共此秦始皇の定り立
て國王や成て天子と稱了者此印のみ字璽と云て
臣下乃璽にハ印と云事成止さてム此始皇の定り
事ハハ様の隔り大ふ有既に朕と云も杯も唐て
古くハ廣く誰も申さ事てム夫へ始皇ハ以来天子
と有者あらてハ言ぬ事不定候しる是も今以て
其形と用てれたてム始皇の國ハ古く賤免られ
國故人小尊く思ハせんとしてか様に致せとてム○
扱始皇の三代目の子嬰漢高祖へ降参り出た

時彼玉璽と渡し是が漢の傳はて此玉璽を高祖の
蛇と切し釵を合て漢の世へ王共代と國を傳は
徴しと致しよて△處か彼王莽の漢の王位と奪
了時尔王太后と去て漢主なる袋々其玉璽と渡す
はいと去て王莽へ受取ふと彼是争て王太后の大
死尔腹と立ててふと投ふ所を玉璽の耳の打
めやて漢書杯ふ大切けうに去て有るけれ共何の
事もらるるの久作て實ハ蛸薬師て彫と印判と変
了事ハ南の谷重遠の言ハ通り違ひハ南い
て△是が御國の皇統の御徴し△は三種の神宝に

比して申を儒者杯もられ甚も賢く勿体な事
て夫ハ此方ハ學風の初を御開成さるゝは水戸
中納言殿光國卿の御内々仕つゝ栗山潜鋒が則
光國卿れ心と心として論し置まほ保建大記に具
お辨ら有て古道ハ大意は甲乙通りハ事て實以
て同志年にも去て此者でも有る△○扱右の玉
璽と釵とと彼亮舜風の受禪湯武の仕置乃放伐を
なほても夫字次の代々へ傳へて漢より魏へ
傳へり魏より晋へ受とわ右の宋の代迄に持傳へ
是が正統に申しと致すけ共一向に其徴しのみ

ひもふと代く相殺し相奪ふ彼玉璽や劔以持ふ者
者成ハ王と立て手ハ指ぬや去事てもふら所
謂虚器て何の役不立す夫に不しつて取ふのく
らぬいのと去て騒ハ戎人の生殺意してハ笑し
るもてハ唐の國王の定りふ々國と奪ハ位と失
ふ所の事實不依て此方が真直不評に付やうぶら
ハ是を持て以て國と奪ハ也又前乃亡國の室しや
に因て實ハ傳國ハ玉璽ハむく亡國の玉璽と
去へ死者てハ夫しや不依てかハ上もれく不吉
る物て是と前ハ亡國から引さくつて嬉しりハ

調度關所物と取く喜ふやうとてハぬく穢らハ
しい事ハム

